

# 国内食品調査：ニュージーランドの食品規制に関して発言する機会です

## はじめに

ニュージーランドでは食品に関するすべてのことがニュージーランド食品安全局（New Zealand Food Safety Authority : NZFSA）によって調査されます。これらの調査は、何らかの形で食品の生産や準備、取扱い、運搬に携わる方にとって重要な発言の機会と言えます。

このパンフレットをよくお読みいただいた上で、答申書をご希望の方は裏面に記載されている連絡先までお問い合わせください（「発言の手続き」の項をご覧ください）。これらの書類は無料配布されます。

2003年3月から開始された国内食品調査は、これより公による協議の第一段階に入ります。この調査結果を基に下される決定は、大工場あるいは街角の雑貨屋から、レストラン、ファストフード店に至るまで、ニュージーランド国内で食品を生産するすべての人に影響を及ぼす可能性があります。

## これまでの経緯

ニュージーランド国内において効果的な食品規制プログラムを施行するため、2002年7月に食品安全局が設立されました。この目的達成のためだけでなく、政府や産業界、消費者の要望に応えるため、同局は国内食品規制プログラムに関する調査を実施しています。

2003年3月には5年以上の長期プロジェクトとして国内食品調査の実施を発表しました。ニュージーランドで食品管理に関するこのような大規模調査が行なわれるのは過去30年の間で今回が2回目です。

## 改正が必要な理由

地方政府や産業界、公衆衛生分野の関係者からの意見を参考に、食品安全局は答申書に記載されている問題点を特定しました。

問題点：

- 政府介入のタイミングに関する見解の相違
- 事業の規模、リスク性、食品や関連製品の種類などによって現在の規制適用が困難である
- 規制の複雑性
- 実用性のない一部の規制
- 事業への影響力に統一性がない
- 規制者である食品安全局による指導や促進活動の範囲、および従業者の自助努力の範囲が不明確な上、一律でない

- 従業者、監査役、検査官、規制者の主要な役割分担が不明確である
- 衛生上優れた商慣行とその他の主要な概念に関する民間の理解度が低い
- 法律上の重複やギャップ、それらが原因となって従業者が被る経費
- 食品業界におけるリスク評価の欠落

## 調査の目的

本調査によって、規模の大小に関わらず国内のあらゆる食品業務に一律適用できる食品規制プログラムが構築されます。

食品安全局の主要な目標は、国内での食中毒発生を防ぐため論理的かつ均一なプログラムを施行することです。

## 調査対象

国内食品とは、輸入品も含めニュージーランド国内で生産、販売されるすべての食品を指し、それにはスーパーやカフェ、レストランで販売される食品も含まれます。そのため、本調査は食品業界のあらゆる関係者に影響すると言えます。

## 改正内容

本調査によって、国内の消費者へ安全な食品を提供する上での一貫性が大幅に改善されることとなります。リスクの高さ順に優先取り組み分野を明確にし、生産者に対して安全な食品の提供を義務付けます。

現在の食品規格は5つの異なる法律を基に施行されており、食品安全局はこれらの法律の規制枠を超えた調和と取り組み、相互の統一性を望んでいます。

すなわち、食品安全局はできるだけ簡潔で統一性のある規制制度を望んでいるのです。

食品分野への政府介入については、1990年代に開発され、一部の食品分野で適用されるようになった三段階のわかりやすい「規範」（詳細は下記を参照）を今後も基盤としていくことが提言されています。食品安全局を設立することで、政府はこの取り組み方法が適切であり、他の政府諸機関（医療関係者など）とも足並みを揃えられると確信しています。

規範の主要関係者：

- 規制者 – 食品安全局、公衆衛生機関、地方自治体／地方政府
- 検査官 – 食品安全局検査課を含め、外部検査の許可を得た機関
- 従業者 – 食品事業に携わる個人あるいは団体

規範には、主要な規制者である食品安全局がニュージーランド国内の食品規制、ならびに規制プログラムの施行とその全体的な成果に責任を持つと定められています。

食品安全局は規格を設定すると共に、下記を実現するためのツールを提供します。

- 食品の安全性
- 食品の適性
- また、非食品規格や食品輸出に関する公式保障なども食品規制プログラムに含まれます。

## 改正の影響

- 消費者である全国民のために有益
- 重複の削減／排除は業界のために有益
- 調和と合理化によって業界が遵守すべき規格が簡素化される。

現在の制度下では、出来上がり品が同じでも加工する製品の種類によって一つの製造工場異なる工程を経なければならなかったり、大手スーパーはチェーン店の所在地によって異なる地方基準を遵守しなければならなかったりします。食品安全局は、一つの総合的プログラムの下ですべての関連食品安全規格に適合できるような制度を構築し、食品業者が遵守しやすい規格の設定を目指しています。

一方、現状で法律の効果的な施行を実現するためには検査官と執行官がさまざまな相違点を理解していなければならず、規制を調和させることでこうした複雑性を取り除くことができます。

これらすべてが実現されてさらに効果的な食品供給が可能となり、食品の安全性が高まることは消費者にとっても有益なことです。

## これまでの成果

2003年、食品安全局はオークランド、ウェリントン、クライストチャーチにおいて、業界関係者を対象とした本調査の説明会を開催しました。その後、同局は公衆衛生局、地方自治体、地方政府のそれぞれの代表者と共に基本計画案を作成しながら、2004年5月には、産業界グループとの数々のワークショップにおいて、進行中の基本計画案について検討を重ねました。その他にも、食品安全局は各地で食品安全に関する情報収集を実施しています。

## 調査の主要段階

- プロセスとプロジェクトを規定する
- 概念開発とオプションを明確にする
- 公による協議のための基本計画案を作成する
- 意見の分析と政策改変
- 政府による政策の見直し
- 法律の改編
- 施行

## 公による協議プロセス

食品安全局は、2004年9月22日に最初の基本計画4案を、引き続き12月10日には原価回収に関する第5案を公による協議のために公表しました。

これら5つの基本計画案に対する意見書の提出締め切りは2005年2月28日となっています。

## 2004年度基本計画案の内容

**第1案：序文と目次**では、調査内容の説明と、将来的な食品規制を支えるため食品安全に対する政府介入の総括的な政策原則を提言しています。

**第2案：規制者の役割と責任、制度**では、現状と今後の規制者の役割・責任、食品業界を網羅した規制制度、中央政府および地方保健局、地方政府の関わりについて説明しています。

**第3案：食品規制計画**では、食品安全と食品適性に対する政府規制の中心的なツールは、既に大部分の食品業界で何らかの形で適用されている危険性に基づいたプログラムを基盤とすべきであると提言しています。

**第4案：食品規制計画の施行**では、登録、コンプライアンス検査、これらの過程に関わる従業者や行政機関の特定を含め、予定されている食品規制計画の施行に関して説明しています。

**第5案：原価回収**では、原価回収の枠組みについて、今回提言された原則と方法について説明しています。

## 発言の手続き

すべての基本計画案は食品安全局ホームページ ([www.nzfsa.govt.nz](http://www.nzfsa.govt.nz)) からダウンロードできます。または、無料通話番号 0800 NZFSA 1 (0800 693 721) までお問い合わせください。

Email [info@nzfsa.govt.nz](mailto:info@nzfsa.govt.nz)

意見書の提出先：

Submissions  
Domestic Food Review Policy Group  
New Zealand Food Safety Authority  
PO Box 2835  
WELLINGTON  
Email: [robbie.thomson@nzfsa.govt.nz](mailto:robbie.thomson@nzfsa.govt.nz)  
Fax: (04) 463 2501